



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「新しい生活様式」
に対応しようとする事業者を支援します！

新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金のご案内

令和2年11月3日時点 魚津市商工観光課

要件	<p>以下の①～③全てに該当すること</p> <p>①魚津市内に営業拠点があること。</p> <p>②営業拠点に従業員が配置されていること。</p> <p>③魚津市商工業振興条例（企業立地助成金、山村地域立地助成金）及び魚津市中小企業立地促進助成金に基づく助成金の交付を受けていないこと。</p> <p>ただし、以下の事業は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業 ・魚津市以外の営業拠点に対する事業・その他市長が助成金の目的に合致しないと認める事業 			
助成金の	同一事業の複数回助成不可			
区分	感染症拡大防止対策事業	販路開拓事業	販売力強化事業	採用活動事業
対象経費 (すでに国や県の助成を受けていないもの)	<p>感染症拡大防止のため</p> <ul style="list-style-type: none"> →備品購入費 →消耗品購入費 →委託料 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット販売サイト出展費 ・テイクアウト等対応費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等新規作成費 ・販売、予約システム等構築費 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等を利用した採用活動に係る経費 ・新しい生活様式による採用活動に対応する経費
補助率	4/5	3/4	1/2	2/3
助成限度額	5万円(一部25万円)	5万円	30万円	20万円
助成対象整備期間	R2.4.1-R2.9.30	R2.4.1-R3.2.28		
申請受付期間	R2.9.1-R2.11.2	R2.9.1-R3.3.15 (購入、整備前に指定申請が必要です！)		

■申請の流れ

番号	事業者の申請事項	時期※	必要書類
①	指定申請	購入、整備に着手する7日前まで	・指定申請書 ・見積書 ・理由書 ・その他
②	購入、整備の実施	魚津市から助成金の指定を受けた後	
③	変更・中止・辞退届出	変更・中止・辞退の事由が発生した場合、速やかに	・届出書
④	交付申請	対象経費の支払い後30日以内	・交付申請書 ・対象経費の支払を証する書類 ・その他

※申請時期について…申請受付開始前（令和2年8月末）までに整備された案件については、「指定申請」と「交付申請」を対象経費の支払い後に同時に提出して差し支えありません。



【お問い合わせ先】魚津市役所商工観光課 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂1-10-1

詳細は魚津市HPをご覧ください。 ☎ (0765) 23-6195 ✉ syokokanko@city.uozu.lg.jp